

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月21日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年1月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成20年1月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鹿角支線地区	高松市産業部土地改良課
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大糸茶畑地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 見ノ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 棚田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 王子地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 郷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 一の井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬瀬地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中の谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上鯉越池地区	〃